

特 徴

共同研究の着実な推進

共同研究講座（部門）では、共同研究推進のための専任教員の配置、及び共同研究講座（部門）の実施のための専有の実施場所確保により、着実な共同研究の実施が図れます。

また、共同研究講座（部門）の名称（看板）は、研究内容を示す名称としますが、民間企業等からの申し出があった時には、民間企業等の名称を付することも可能です。

企業等と大学が協働して運営

共同研究講座（部門）の設置部局内に、共同研究講座等運営委員会を設置・運営することにより、ロードマップに沿った効率的な研究を推進します。

（委員会の構成）

- ・部局長又は部局長が指名する者
- ・共同研究を実施する講座（部門）の代表者
- ・共同研究講座（部門）を構成する教員
- ・その他部局長が必要と認めた者

出口を見据えた共同研究

共同研究講座（部門）における研究は、共同研究の受け入れ講座（部門）と、共同研究を実施する専任の教員が一体となって進めるため、研究開発のスピードアップが図れ、出口を見据えた研究を可能とします。

（企業等の研究者を共同研究講座（部門）の教員として雇用することも可能です。）

研究成果の迅速な評価

上記の運営委員会において研究成果の迅速な評価を行い、適切で効果的な研究の方向が保たれます。

企業等の研究者の育成

共同研究講座（部門）に企業等の研究者を教員及び共同研究員として受け入れることにより、リサーチトレーニングを通じての育成ができます。

概 要

● 定 義

・共同研究契約に基づく研究に特化した講座（部門）

● 名 称

・当該共同研究講座（部門）の研究内容を示す名称、当該共同研究の企業等が明らかになる字句を付すことができます。

● 設置の決定

・当該部局の教授会等で審議のうえ部局長が決定します。

● 運 営

・部局内に運営委員会を設置して部局責任体制の下で運営します。

● 経 費

・共同研究に「直接要する経費」及び「産官学連携推進経費（直接経費の10%の額）」

● 存続期間

・2年以上5年以下、更新可（更新の申し出は期間満了の6ヶ月前まで）

● 構 成

・少なくとも教授又は准教授1人及び、准教授又は助教1人の計2人

● 教 員

雇用形態	年俸制特定教員	有期雇用・時間雇用
職 名 (就業規則上の職名)	特定教授 特定准教授 特定講師 特定助教	共同研究講座教員 共同研究部門教員 (教授、准教授等の名称は部局の基準により付与)
選 考	当該部局の教員選考基準及び選考方法に準じる	

企業等からの教員は、在籍出向による雇用が可能です。

● 教員の職務

・共同研究に従事

● 発 明 等

・共有（共同研究契約に基づく）

● 手 続 き

企 業 等	共同研究講座（部門）受け入れ部局
① 共同研究申請書を提出していただきます。この際、共同研究講座（部門）の設置の有無及び講座の名称を記入していただきます。提出先は、共同研究受け入れ教員、又は部局の共同研究担当窓口です。	② 共同研究講座（部門）の受け入れ講座（部門）の代表者は、共同研究講座（部門）設置申請書を部局長に提出します。 ③ 部局教授会等で共同研究の実施及び、共同研究講座（部門）の設置について審議します。
④ 京都大学と企業等との間で、共同研究契約書を締結します。 ※ 一旦、研究を開始した共同研究を、後日、共同研究講座（部門）に移行することも可能です。	

共同研究講座（部門）の設置に係る処理手順

